

表 集積回路・ソフトウェア産業に向けた財政・税務面の主な支援策

税目	対象企業	優遇策	備考	
企業所得税	①回路線幅が28ナノメートル以下、かつ経営期間が15年以上である集積回路生産企業とプロジェクト	黒字化した年から10年間の企業所得税を免除	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プロジェクトの場合、最初に収入を取得した案件により納税した年から起算。</li> <li>・企業・プロジェクトリストについては、国家発展改革委員会、工業情報化部と関連部門が共同で制定。</li> </ul>	
	②回路線幅が65ナノメートル以下、かつ経営期間が15年以上である集積回路生産企業とプロジェクト	黒字化した年から5年間の企業所得税を免除し、その後の5年間は法定税率の25%から半減		
	③回路線幅が130ナノメートル以下、かつ経営期間が10年以上である集積回路生産企業とプロジェクト	黒字化した年から2年間の企業所得税を免除し、その後の3年間は法定税率の25%から半減		
	④国家が奨励する集積回路の設計、装備、材料、パッケージング、テスト企業とソフトウェア企業	黒字化した年から2年間の企業所得税を免除し、その後の3年間は法定税率の25%から半減		企業の条件については、工業情報化部と関連部門が共同で制定。
	⑤国家が奨励する重点集積回路設計企業とソフトウェア企業	黒字化した年から5年間の企業所得税を免除し、その後は税率10%で企業所得税を徴収		企業リストについては、国家発展改革委員会、工業情報化部と関連部門が共同で制定。
関税	①回路線幅が65ナノメートル以下のロジック回路、メモリーの生産企業および回路線幅が250ナノメートル以下の特殊工程集積回路の生産企業（フォトマスク、8インチ以上のペレットの生産企業を含む）	自社で用いる生産用の原材料、消耗品、クリーンルーム専用の建築材料、関連システムと集積回路生産設備の部品の輸入に対して、関税を免除	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業リスト、免税商品リストについては、国家発展改革委員会、工業情報化部と関連部門が共同で制定。</li> <li>・具体的な政策は財政部が海関総署など関連部門と共同で制定。</li> </ul>	
	②回路線幅が500ナノメートル以下の化合物集積回路の生産企業と先進的なパッケージング、テスト企業	自社で用いる生産用の原材料、消耗品の輸入に対して、関税を免除		
	③国家が奨励する重点集積回路設計企業、ソフトウェア企業および上記①②のうち集積回路生産企業と先進的なパッケージ・テスト企業	自社で用いる設備および契約に基づき設備に付帯して輸入される技術（ソフトを含む）・部品、予備部品のうち、輸入免税除外リストに掲載されていないものの輸入に対して、関税を免除		具体的な政策は財政部が海関総署など関連部門と共同で制定。

(出所)「新たな時期に集積回路・ソフトウェア産業の質の高い発展を促進するための若干の政策」に基づき作成